

「新農業基本法」下における、 特に土地利用型農業の展開について

ちゅう
忠

とし
聡

先の国会において、「新農基法」が成立した。消費者からの視点が入り入れられた、国民共有の農業に関する憲法とも言える。それに関わる種々の制度や政策は、これから具体的なものとして提示されることとなるが、差し迫って関心を持つ部分は、平成12年度からの「米の生産調整のゆくえ」である。

2年間（平成10年度～11年度）続いている現在の生産調整は、過剰な在庫を適正化するため、過去に例のない最大規模のものとなった。わたしの経営では、約10haの調整目標面積となっており、地域（集落）では、団地化しブロックローテーションで1年1作方式で対応してきた。しかし、当社のように大豆を作付けている組織は少なく、地力増進作物などを栽培するケースが多く見受けられる。なるべく労力をかけないで、目標面積を消化する取り組みが行われている。その背景として、①営農集団の構成員はやはり兼業農家が大半であり、恒常的に作物を管理することが不可能なこと、②集落内で平等に減反を実施する考え方から、作物の栽培条件（排水性など）をあまり考慮せずに場所が決められるので、収穫が不安定となること、があげられる。

新しい生産調整の考え方は、「自給率の向上」を第一主義として、大豆・麦・飼料作物を本作（転作ではない）と位置付けて検討していると聞いている。流通改革や経営安定のための施策も充実するよう具体化が進んでいるようだ。ただ、農業の考え方は常に稲作と同様の収入を期待する。確かに米価は下落の一途をたどっているとはいふものの、麦や大豆などと比較すると収入の格差は大きい。

聞くとところによると、稲作部分においては生産目標面積のガイドラインを国は提示する

ようである。おそらく稲・麦・大豆・飼料作物・その他といったような作物別作付け目標面積となるのだろうか。

過剰な米の生産をある程度制限し、不足している穀物の生産を拡大することは、土地の有効な活用方法としてはよく理解できる。しかし、そのための手法について言えば、これまで取られてきた画一的な配分だけでは、不足している農産物の生産量を向上させることは難しい。農作物は、どこでもだれでも同じ物が作れるわけではない。ましてや、稲作偏重で進めてきた土地利用型農業の政策を、大きく転換しようとするのであれば、それなりの思い切った総合的な誘導策を打たないと、その方向には向かない。特に、新法でいう「専ら農業を営む農業者の安定的な経営発展」は望めないことになる。

提案をするならば、専業的農業経営者の自己責任による判断が可能なシステムを確立すること。現状では、目標面積の配分にともなう助成金加算部分が集落単位で行われるため、面積の消化にしかない。したがって、生産に意欲的な大規模稲作を実施している個人や生産法人または組織でも、すでに1集落に相当する面積を耕作している場合もあるので、集落の意向に左右されずに安定的かつ計画的な栽培にとりくむことができるように、そのような個人や組織については集落とみなして取り扱えるような考え方が欲しい。

（新潟県・街神林カントリー）